

## 姉妹都市交流事業（子ども交流）業務委託プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

神武天皇の縁で宮崎市との姉妹都市交流を行っている奈良県橿原市に、神話の魅力を伝えるとともに、両市の小学生への交流を深めることを目的として、本市の児童を橿原市へ派遣する。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務名 姉妹都市交流事業（子ども交流）業務委託
- (2) 場所 宮崎市 橿原市等
- (3) 業務内容 別紙「姉妹都市交流事業（子ども交流）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）  
のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和5年9月30日（土）まで
- (5) 提案限度額 1,596,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
委託費に含まれる費用（○の箇所）

費目	児童21名分	引率教諭2名	引率職員2名
交通費	○	-	-
航空機欠航保険・国内旅行保険	○	○	-
宿泊ホテル代金（朝・夕飯含む）	○	-	-
昼食代金3日分	○	-	-
観光・体験活動等の活動費	○	-	-
その他経費	○	-	-
貸切バス代金		○	
添乗員経費		○	

### 3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

### 4. 公募型プロポーザルとする理由

本業務については、宮崎市と橿原市児童の相互交流を深めるとともに、参加児童の社会学習の機会として、適切なプログラムと環境を提供するための知識や経験が必要とされることから、より広く提案を求める必要があるため、「公募型」とする。

## 5. 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和5年 5月17日(水)
(2) 参加申込書・質問受付締切	令和5年 5月24日(水) 午後5時必着
(3) 質問に対する回答	令和5年 5月25日(木) までに随時
(4) 参加資格要件確認結果通知	令和5年 5月31日(水)
(5) 企画提案書等の提出締切	令和5年 6月14日(水) 正午必着
(6) 企画プレゼンテーション	令和5年 6月16日(金) 午前
(7) 審査結果通知	令和5年 6月21日(水) (予定)
(8) 契約締結	令和5年 6月下旬

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

## 6. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有しており、宮崎市内に本店、支店、営業所がある旅行業者のうち「第1種旅行業者」又は「第2種旅行業者」であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 過去2年間、修学旅行等の学校行事を受託した実績があること。

## 7. 参加申込の手続

- (1) 事務局（問い合わせ先）

郵送：〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

持参：〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目7番4号第一宮銀ビル8階  
宮崎市観光商工部観光戦略課（担当 本谷）

電話 0985-21-1791 / FAX 0985-20-2132

Mail : 17kankou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加申込書（様式第1号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要（様式第2号）	
③	業務実績（様式第3号）	実績は、過去2か年の範囲とする。 実績を示す資料（契約書、報告書の概要等、コピー可）を添付すること。
④	商業登記事項証明書又はその写し	法務局で発行する商業登記事項証明書（発行3ヶ月以内）
⑤	宮崎市税及び国税に滞納がないことの証明	○宮崎市税（写し可） ※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合 ○国税（写し可：法人税及び消費税（地方消費税含む） ※いずれも3ヶ月以内に交付（発行）されたものであること。
⑥	誓約書（様式第4号）	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、7-（1）の事務局あて提出すること。

(4) 提出期限

令和5年5月24日（水）午後5時必着

(5) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(6) 参加資格要件審査結果の通知

参加資格要件審査結果について、令和5年5月31日（水）までに通知する。

## 8. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 質問書（様式第5号）をメール又はFAXにより、7-（1）の事務局あて送付すること。（必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。）

②受付期間 令和5年5月24日（水）午後5時まで

(2) 回答

①回答方法 宮崎市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

②回答日 令和5年5月25日（木）までに随時

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書（任意様式）	作成にあたっては、別紙「仕様書」を参照すること。
②	見積書（任意様式）	児童21名分、引率教諭2名分、引率職員2名分の1人あたりの金額が分かるように記載すること。
③	緊急連絡体制がわかる資料	
④	欠航保険、国内旅行保険の内容がわかる資料	

### (2) 提出方法

持参又は郵送により、7-（1）の事務局あて提出すること。

### (3) 提出期限

令和5年6月14日（水）正午必着

### (4) 提出部数

- ①正本を1部、副本を7部提出すること。
- ②副本7部については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

## 10. 評価・選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、受託候補者を1者選定する。
- (2) 姉妹都市交流事業（子ども交流）業務委託プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提案内容の審査を行い、別紙「姉妹都市交流事業（子ども交流）業務委託 審査基準書」に基づき採点を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行うことがある。
- (3) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計点数が同点だった場合は、選定委員の多数決により、受託候補者を決定するものとする。
- (5) 各選定委員の評価点の平均点数が30点未満（50点満点）である場合は、受託候補者としては選定しないものとする。
- (6) その他
  - 次の①から④までのいずれかに該当した場合には、失格とする。
  - ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
  - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
  - ④審査の公平性を害する行為があったと宮崎市が認める場合など

## 1 1. 選定結果の通知・公表

### (1) 選定結果の通知

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。なお、通知予定日は令和5年6月21日（水）（予定）とする。

### (2) 選定結果の公表

選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を宮崎市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加業者の名称（50音順）
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）  
（受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。）

### (3) その他

他の参加事業者の提案内容を含む、選定結果の優劣についての問い合わせには回答しない。

## 1 2. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

### (2) その他

- ①契約代金の支払は、精算払いとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

## 1 3. その他

### (1) 業務の一部委託について

当該業務の一部を外部に再委託する場合は、事前に発注者と協議し、書面により発注者の承諾を得なければならない。

### (2) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、宮崎市から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。  
ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

### (3) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1社につき1提案に限る。
- ④提案事業者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選

定の可否を決定する。

附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。